

(6) 収入計算の流れ

① 収入計算の順序（全体の流れ）

収入の計算は次の順序にしたがって計算していきますと⑥で世帯の月収額が算出されます。

計算にあたっては、まず、収入が1～7のどれにあてはまるかを確認の上→に沿って具体的に数字をあてはめながら計算してみてください。

手順

①収入が1～7のどれにあてはまるかを確認します→②必要な収入証明をそろえます→③年収又は推定年収を出します

ア 年金の方

- | | | |
|--|--------------------------------|-------|
| 1 遺族年金，障害年金等法律により非課税とされているもの | → 非課税のため収入計算の対象となりません | → 0 円 |
| 2 国民年金，厚生年金，公務員共済年金等の公的年金
(16 ページの例を参照) | → 平成29年分の源泉徴収票の支払金額又は改定通知書の年金額 | → 円 |

イ 給与の方

- | | | |
|--|---|-----|
| 3 現在の勤務先に平成29年1月1日以前に就職し，引き続き勤務しているとき
(17 ページの例を参照) | → 平成29年分の源泉徴収票の支払金額 | → 円 |
| 4 現在の勤務先に平成29年1月2日以降に就職したとき | → 勤務先の受付日前月までの1年間の給与，賞与等（税込み）の証明
就職して1年未満の方は雇用条件に基づく1年分の支給見込額を含めた額 | → 円 |
| 5 現在の勤務先に就職してからまだ1カ月の給料を支給されていないとき，又は就職したばかりのとき
(17 ページの例を参照) | → 勤務先の雇用条件に基づく1年間の支給見込額（給与，賞与等（税込み））の証明 | → 円 |

ウ 事業所得の方

- | | | |
|---|---|---------------------------|
| 6 平成29年1月1日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき
(18 ページの例を参照) | → 平成29年分の確定申告書（控）の所得金額 | → 円 |
| 7 平成29年1月2日以降に事業を始めたとき | → 事業を開始して1年以上の方は，受付日前月までの1年間の，1年未満の方は受付日前月までの売上，経費等 | → 対象期間の売上，経費等の資料が必要となります。 |

④ 3～5 は端数整理します→⑤ 2～5 は年収から次の式により所得額を計算します

年金所得者の場合

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

年齢	年間総収入金額	所得の計算式
65歳以上の方	1,200,000円以下	0円とします
	1,200,001円以上 3,300,000円未満	年金の総額 円－1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の総額 円×0.75－375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の総額 円×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	年金の総額 円×0.85－785,000円
65歳未満の方	700,000円以下	0円とします
	700,001円以上 1,300,000円未満	年金の総額 円－700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の総額 円×0.75－375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の総額 円×0.85－785,000円
	7,700,000円以上	年金の総額 円×0.85－785,000円

年間総収入金額を次のとおり端数整理してください。

ア 1,628,000円未満は
端数整理しません

円

イ 1,628,000円以上
6,600,000円未満

左で出した年収÷4,000＝ →小数点以下切捨

×4,000＝ 円

例

2,979,369÷4,000＝744.8422

744×4,000＝2,976,000円

ウ 6,600,000円以上は端数整理
しません

円

給与所得者の場合

年間総収入金額	所得の計算式
651,000円未満	0円とします
651,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額 円－650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円とします
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円とします
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円とします
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円とします
1,628,000円以上 1,800,000円未満	総収入金額 円×0.6
1,800,000円以上 3,600,000円未満	総収入金額 円×0.7－180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	総収入金額 円×0.8－540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	総収入金額 円×0.9－1,200,000円

⑥ 所得金額から控除額を引いて12(カ月)で割り、世帯の月収額を算出します。
この額により申し込みできるかどうかが決まります。

年間総所得金額	個 別 の 特 別 控 除	一 般 控 除	そ の 他 の 特 別 控 除
給与所得者は⑤により算出した金額	－ 寡婦・寡夫27万円	38万円 × 同居者数又は扶養親族数	障 害 者 特 別 障 害 者 特 定 扶 養 親 族 老 人 扶 養 親 族 老人同一生計配偶者 ×対象者数
収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする)、出た金額を合算した金額			

※詳しくは、13ページ表3各種控除一覧表をご覧ください。

÷12＝

世帯の月収額

円

158,000円を超える→申し込みできません
158,000円以下 →申し込みできます

－ 15 － (ただし、裁量階層の世帯は214,000円以下までは申込み
ことができます。詳しくは8ページをご覧ください。)